（財形住宅債券の発行の方法）

第十七条　財形住宅債券の発行は、募集の方法による。

（財形住宅債券申込証）

第十八条　財形住宅債券の募集に応じようとする者は、財形住宅債券申込証にその引き受けようとする財形住宅債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある財形住宅債券（次条第二項において「振替財形住宅債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を財形住宅債券申込証に記載しなければならない。

3　財形住宅債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　財形住宅債券の名称
二　財形住宅債券の総額
三　各財形住宅債券の金額
四　財形住宅債券の利率
五　財形住宅債券の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　財形住宅債券の発行の価額
八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十　応募額が財形住宅債券の総額を超える場合の措置
十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（財形住宅債券の引受け）

第十九条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が財形住宅債券を引き受ける場合又は財形住宅債券の募集の委託を受けた会社が自ら財形住宅債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替財形住宅債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替財形住宅債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

（財形住宅債券の成立の特則）

第二十条　財形住宅債券の応募総額が財形住宅債券の総額に達しないときでも財形住宅債券を成立させる旨を財形住宅債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて財形住宅債券の総額とする。

（財形住宅債券の払込み）

第二十一条　財形住宅債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各財形住宅債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第二十二条　機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第十八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（財形住宅債券原簿）

第二十三条　機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

2　財形住宅債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　財形住宅債券の発行の年月日
二　財形住宅債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、財形住宅債券の数及び番号）
三　第十八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第二十四条　財形住宅債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

（財形住宅債券の発行の認可）

第二十五条　機構は、法第七十五条の二第一項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　財形住宅債券の発行を必要とする理由
二　第十八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
三　財形住宅債券の募集の方法
四　財形住宅債券の発行に要する費用の概算額
五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする財形住宅債券申込証
二　財形住宅債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
三　財形住宅債券の引受けの見込みを記載した書面

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第四条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第三十六条第一項中「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十五条第一項及び第三項」を「中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十五条の二第一項及び第三項」に、「雇用・能力開発債券」を「財形住宅債券」に改める。

第三十九条の二を削る。

第四十条の見出しを「（勤労者財産形成持家融資の原資）」に改め、同条第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項」を「中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第三項」に、「借入金及び」を「借入金並びに」に、「持家融資等」を「持家融資」に改め、同条第二号中「雇用・能力開発債券等」を「財形住宅債券等」に改める。

第四十二条第一項第一号イ中「持家融資等」を「持家融資」に改め、同号ロ及び同項第二号中「雇用・能力開発債券等」を「財形住宅債券等」に改める。

附則第二項各号列記以外の部分中「機構又は」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「旧雇用・能力開発機構」という。）又は」に改める。

附則第三項及び第五項中「機構又は」を「旧雇用・能力開発機構又は」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第五条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三を削る。

第三十七条の三の二中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十一条第一項第四号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号」に改め、同条を第三十七条の三とする。